

宿泊施設営業の休止、再開又は廃止

1 宿泊施設営業の休止又は再開

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、営業を休止する日の前日までに申告を行ってください。

また、休止期間を定めずに宿泊施設の営業を休止した場合で、営業を再開しようとするときは、営業を再開する日の前日までに申告を行ってください。

○ 申告時の提出書類

- (1) 宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書
- (2) 休業（再開）のお知らせ等、休止又は再開を確認できる書類（写しで構いません。）

○ 備考

- (1) 休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。
- (2) 休止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、その分についての申告及び納入を行う必要があります。

2 宿泊施設営業の廃止

宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に申告を行ってください。

○ 申告時の提出書類

- (1) 宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書
- (2) 添付書類
 - ① 登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）等、廃止したことを確認できる書類（写しで構いません。）
 - ② 特別徴収義務者の登録を受けた際に交付された宿泊税特別徴収義務者証

○ 備考

廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、その分についての申告及び納入を行う必要があります。